

○内閣府令第 号
国土交通省

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）第四条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

国土交通大臣 赤羽 一嘉

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の一部を改正する命令

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則（令和二年内閣府令第 国土交通省

号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号記載上の注意1. を次のように改める。

1. 一般的事項

- (1) 2. から7. により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号記載上の注意1. に次のように加える。

- (4) 基盤的サービス維持計画に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。